

日米貿易協定：日本の譲許表

ワイン



2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここではワインについて、米国が対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名 日本の HS コード(税番)	基準税率	2025 年度	2026 年度	2027 年度	最終 関税率 (年度)	2024 年 米国から の輸入額 (千円)
ワイン(2 リットル以下 の容器入り) 220421020	15%または 125 円/L のうち低い税率、た だし税額が 67 円/L を 下回る場合は 67 円/L		無税		無税 (2025)	16,609,581
ワイン (150 リットル 以上の容器入り) 220429090	45 円/L		無税		無税 (2019)	789,760
スパークリングワイ ン 220410000	182.00 円/L		無税		無税 (2025)	388,817
ワイン (2-10 リットル の容器入り) 220422000	15.0%または 125 円/L の低い税率、ただし その税額が 67 円/L を 下回る場合は 67 円/L		無税		無税 (2025)	46,919
ワイン (2-150 リット ルの容器入り) 2204229010						0
シェリー、ポート、 その他の強化ぶどう 酒 (2 リットル以下の 容器入り) 220421010	112.00 円/L		無税		無税 (2023)	2,644
その他のぶどう搾 汁、アルコール分を 含むもの 220430200	45 円/L		無税		無税 (2021)	0

備考：本協定は、米国の最終関税率を欧州連合（EU）加盟国やチリ、オーストラリアなどの主要ワイン供給国と同等にし、アルゼンチンや南アフリカなどのその他の供給国に対しては優位にする。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所 (atotokyo@usda.gov、電話：03-3224-5115) まで。